

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

内閣府の高齢社会白書によると、わが国の65歳以上の高齢者人口は、平成17年の2,567万人から平成28年の3,489万人へとこの10年間に於いて大幅に増加しています。また、高齢化率についても平成28年には27.2%と、人口の約4人に1人は高齢者という状況になっています。

高齢者の増加に伴って認知症高齢者も増加傾向にあります。わが国の認知症高齢者の数は、平成37年（2025年）には約700万人と推計されており、認知症高齢者対策は、高齢者施策を考える上で、重要なテーマの一つとなっています。また、高齢化に伴う問題として、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の増加があげられます。地域で孤立しがちな高齢者、手助けが必要な高齢者が日々の生活を続けていくためには、公的サービスだけでは支えきれない部分も多く、まずは身近な地域が力をあわせて、高齢者を取り巻く様々な課題を解決していくという地域福祉の考え方が今後ますます重要になると考えられます。

現在、国においては、「ニッポン一億総活躍プラン」の中で、子ども・高齢者・障がい者など、すべての人々が地域で暮らし続けていくことができる、地域共生社会の実現に向けて『我が事・丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換が進められています。本町においても、地域共生社会の実現に向けて、地域における支え合いや助け合いを促すなど、より豊かな地域づくりを推進していく必要があります。

第6期計画では、今後、団塊の世代が75歳を迎える平成37年（2025年）に向けて、高齢者ができる限り住み慣れた地域で、安心して日常生活が営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に主眼を置き、その実現に向けて必要となる各種施策に取り組んできました。

今回策定する第7期の計画については、国では団塊世代が75歳以上になる平成37年（2025年）までに地域包括ケアシステムを構築するための「点検・評価・改善」に資する重要な計画と位置づけています。

そのため、本町の第7期計画においても、これら国の方針に基づき、現在の第6期計画の取組みや方向性を承継するとともに、地域包括ケア計画として位置づけ、平成37年までの各計画期間を通じて、段階的に「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組みを引き続き推進していきます。

2. 介護保険制度改正のポイント

介護保険制度を取り巻く状況が大きく変化している中で、団塊世代が75歳以上となる平成37（2025）年や、高齢者数がピークを迎える平成54（2042）年も見据えつつ、引き続き、高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することや、要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減・悪化の防止といった制度の理念を堅持し、質が高く必要なサービスを提供していくと同時に、財源と人材とをより重点的・効率的に活用する仕組みを構築することにより、制度の持続可能性を確保していくことが重要となっています。

このため、今回の介護保険制度の改正（「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」平成29年5月26日成立）では、高齢者の「自立支援」と要介護状態の「重度化防止」を図るとともに、介護保険制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにするため、下記のような考え方が示されています。

介護保険制度改正のポイント

○「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の主な改正内容

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

- 1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進（介護保険法）
 - ・ 全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化
- 2 医療・介護の連携の推進等（介護保険法、医療法）
 - ・ 「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設
 - ・ 医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備
- 3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）
 - ・ 市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化
 - ・ 高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける

II 介護保険制度の持続可能性の確保

- 4 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。（介護保険法）
- 5 介護納付金への総報酬割の導入（介護保険法）

3. 計画の位置付け

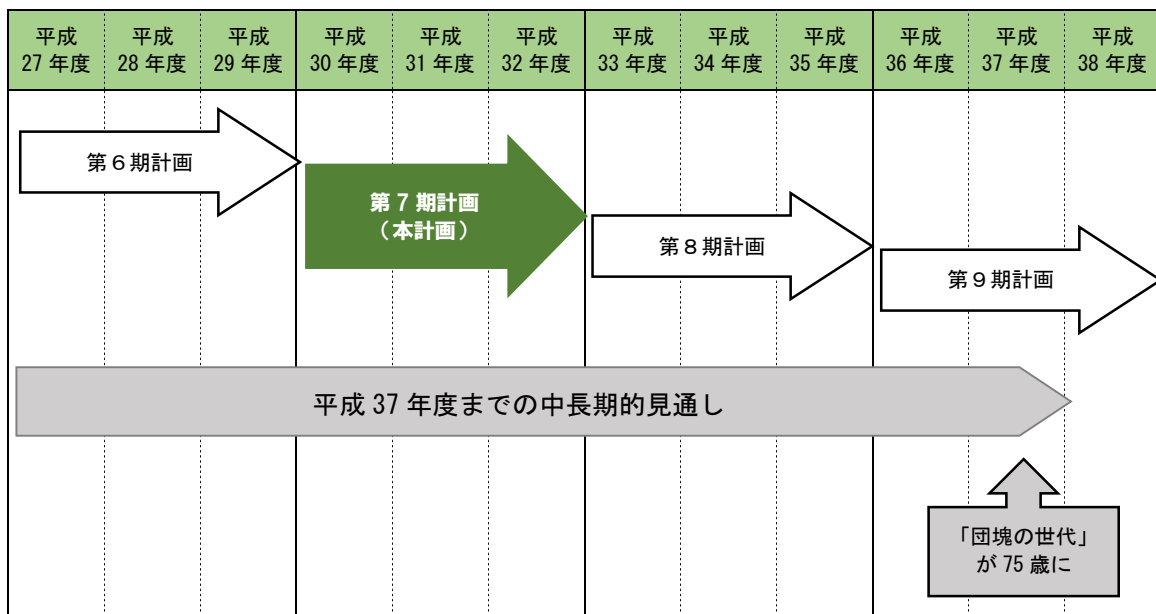
本計画は、老人福祉法（第 20 条の 8）に基づき、高齢者の健康と福祉の増進を図るために定める「老人福祉計画」と、介護保険法（第 117 条）に基づき、介護保険事業の円滑な実施を図るために定める「介護保険事業計画」を一体的に策定したものです。

また、本計画は、「養老町第五次総合計画」および「第 2 次養老町地域福祉計画」を上位計画とした、高齢者福祉・介護保険に係る個別計画であり、障害者計画等“健康・福祉”に関するその他の関連個別計画との整合性を保った計画としています。

4. 計画の期間

第 7 期計画は、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 か年を計画期間とします。また、本計画は、団塊の世代がすべて後期高齢者となる平成 37 年度を見据えた中長期的な視点を持ち、地域包括ケアシステムを深化・推進していくものです。

図表 1-4-1 計画期間



5. 計画の基本的な考え方

養老町では、高齢者福祉に係る計画づくりの基本的考え方として以下の4点を前計画から継承し掲げていきます。

(1) “老いを養う心（養老マインド）”の共有化

“老いを養う”とは、単に敬老意識の高揚を意味するのではなく、一人ひとりの人生を尊重することにほかなりません。そこで、高齢者一人ひとりが、“養老町民で良かった”という思いの中で、その生涯をまっとうできるまちでなくてはなりません。

子どもから高齢者までが、互いに理解し、尊重しあいながら、自立を支えあう、やさしいまちでなくてはなりません。

(2) 自立と参加の促進

町民一人ひとりが、自己の意志に基づき、主体的に社会参加し、生涯を有意義におくれるまちでなくてはなりません。

高齢者が、その豊かな知識と経験を活用しながら、地域の重要な担い手として活躍できるまちでなくてはなりません。

(3) 福祉の内部化・普遍化

保健・医療、住宅、教育、労働、都市整備など、あらゆる分野に福祉的な配慮が行き届いたまちでなくてはなりません。

必要とする人だれもが、必要なサービスを受けられるようなまちでなくてはなりません。

(4) 利用者としての選択の尊重

サービスは一方向的に与えられるものではなく、利用者の選択が尊重されなければなりません。そのために、利用者は自己責任の原則に基づきながら、必要な支援が受けられなければなりません。

6. 日常生活圏域の設定について

本計画においては、高齢者が住み慣れた地域で日常生活を継続することができるようにするため、町内を中学校区などの日常生活の圏域に分け、その圏域ごとに地域の基盤整備を進めていくこととなっています。本町では、地理的条件や人口、交通事業その他社会的条件などから総合的に判断し、町全体を1つの圏域として設定し、今後のサービス基盤の整備に努めていくこととします。

7. 計画の策定体制

(1) 養老町介護保険運営協議会

町の現状を踏まえ、住民の意見を計画に十分に反映した計画とするため、保健・福祉・医療関係者、議員、公募委員等で構成する「養老町介護保険運営協議会」において審議を行いました。

(2) 高齢者等実態調査

計画の見直しを行うための基礎資料を得ることを目的とし、①高齢者一般（日常生活圏域二一ズ調査）、②居宅要支援・要介護認定者、③介護保険施設等利用者、④介護支援専門員を対象とした4種類の調査を行いました。

<調査の種類・調査方法等>

区分	調査対象者	抽出方法	調査票の配布	調査票の回収	調査期間
①高齢者一般調査 (日常生活圏域二一ズ調査)	要支援・要介護と認定されていない65歳以上の方	無作為抽出	郵送	郵送	平成29年2月20日 ～ 平成29年3月27日
②居宅認定者調査	要支援・要介護の認定を受けて、居宅で暮らしている方	全数			
③介護保険施設等利用者調査	介護保険施設等を利用している方	全数			
④介護支援専門員調査	町の認定者を担当している介護支援専門員	全数			

<回収結果>

区分	配布数	回収数	有効回答数	有効回答率
①高齢者一般調査	1,200	803	799	66.6%
②居宅認定者調査	900	612	577	64.1%
③介護保険施設等利用者調査	450	164	149	33.1%
④介護支援専門員調査	100	70	70	70.0%

